

177,290円+授業料+教科書代+端末代

9月～1月
(末日)

➡就学支援金が所得制限により不認定になった方を対象に、東京都の**免除制度**が適用され、授業料をお支払いいただく必要がなくなります。

お金のことQ&A

Q 1. 学校徴収金ってなあに？

A 1. 積立金や生徒会費など、学校で集めているお金の総称です。
積立金は教材費や宿泊行事を含めた学校行事の費用として使用し、卒業時に残額を返金しています。

Q 2. 授業料についてもうちょっと詳しく！

A 2. 授業料は登録している科目が何単位分かで金額が変わります。
週に1時間の授業がある科目が1単位で、1単位は年額1,740円です。1年次で登録する科目は約24単位。だいたい42,000円程度です。

Q 3. 授業料実質無償化とは？

A 3. 高等学校等就学支援金制度と授業料免除制度を申請いただければ、所得に関係なく授業料をお支払いいただく必要がなくなります。
ただし、高等学校等の在籍期間制限がありますし、手続きも必要です。
自動的に無償になるわけではないので、注意してください。

Q 4. 2年次以降はいくらかかるの？

A 4. 積立金は年間合計で2年次に90,000円、3年次に10,000円、4年次に10,000円程度を予定しています。また、生徒会費は毎年2,400円です。

Q 5. 教科書は買わないといけないの？

A 5. 教科書が無償なのは義務教育までです。1年次は必修科目で約1万円。他部の選択科目も登録すると追加でいくらかかります。

Q 6. 購入する端末についてもっと詳しく！

A 6. 端末は合格時にお渡しするリーフレットより購入サイトにアクセスし、購入手続きをして頂きます。給付型奨学金や多子世帯補助等の保護者支援制度も同様に、購入サイトより申請して頂きます。

在学中に受けられる各種金銭的補助制度について（令和6年度版）

● 高等学校等就学支援金制度

授業料のお支払いに充てることができます。

年収約910万円未満の世帯が対象となります(審査は課税額で行います)。

授業料免除制度

所得制限により就学支援金が不認定となった方を対象に、所得の制限なく東京都が授業料を負担する制度です。

▲ 東京都立学校等給付型奨学金制度

①模擬試験や検定試験、1年次進路体験旅行(一泊二日)、2年次修学旅行(二泊三日)等のお支払いに充てることができます。

②端末購入において、給付型奨学金を活用することで保護者負担が生じません。

年収約350万円未満の世帯が対象となります(審査は課税額で行います)。

■ 勤労学生対象の各種補助金

教科書、進路体験旅行(1年次)、修学旅行(2年次)の4種類に関し、東京都の補助金を受けることができます。

対象となるのは、アルバイトやパートを含む勤労学生です。進路体験旅行及び修学旅行の補助金には、世帯収入による審査もあります。

※ 「奨学のための給付金」制度

生徒の学習活動のための返済不要な給付金がもらえる制度です。

生活保護受給世帯及び非課税世帯が対象です。

★ 減免制度

経済的に困窮している場合には、入学料や授業料を免除または一部減額する制度(減免制度)が利用できます。

◇ 多子世帯補助制度

扶養する23歳未満の子が3人以上いる場合、端末購入代金は半額負担となります(負担額は1万5千円)。